千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例

平成二十年七月十八日 条例第二十七号

改正 平成二一年 七月一七日条例第六五号 平成二五年一二月二六日条例第六四号 平成二九年 三月 七日条例第一四号 平成三〇年 三月二三日条例第二五号 平成三〇年一二月二八日条例第六一号

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例

(趣旨)

第一条 この<u>条例</u>は、千葉県<u>総合スポーツセンター</u>(射撃場を除く。以下「センター」という。)の 管理を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理 者(以下「指定管理者」という。)に行わせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第二条 千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)第十六条に規定する目的を効果的に達成するため、センターの管理を指定管理者に行わせるものとする。

一部改正〔平成二一年条例六五号〕

(業務の範囲)

第三条 指定管理者が行う業務の範囲は、教育機関設置条例第十八条に掲げる業務 (これらの業務に 関し必要な利用の許可を含む。)とする。

(管理の基準)

第四条 センターの管理の基準については、千葉県教育委員会規則で定める。

(職員)

第五条 指定管理者がセンターの管理を行う期間に限り、教育機関設置条例第二十五条の規定にかか わらず、センターに同条の職員を置かないことができる。

(利用料金)

- 第六条 センターを利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第七条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第八条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除する ことができる。

(利用料金の返還)

第九条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会による管理)

- 第十条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第二条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。
- 2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利 用料金の収受が含まれるときに限る。)において、センターを利用しようとする者は、第六条の規

定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。 ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

- 3 前項本文の場合における第七条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第八条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)第五条第三項の規定の例」と、同表中「第六条第三項」とあるのは「第十条第二項」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金(」とあるのは「使用料(」とする。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の 例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部 を免除することができる。
- 6 県民の日を定める条例(昭和五十九年千葉県条例第三号)に規定する県民の日その他知事が定める場合において、センターの施設で知事が定めるものに係る使用料については、第二項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
- 7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍 に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過 料に処する。
- 8 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を 行うこととなった場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とある のは、「ならない。ただし、当該利用について第十条第二項本文の規定による使用料を納入してい る場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例六五号〕

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規 則で定める。

一部改正 [平成二一年条例六五号]

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中総合スポーツセンターの項を削る。

別表第三中総合スポーツセンター売店使用料の項を削る。

別表第四中総合スポーツセンター(スポーツ科学センターを除く。)の項を削る。

附 則(平成二十一年七月十七日条例第六十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成二十九年三月七日条例第十四号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第二十五号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。(後略)

別表 (第六条第三項)

利用料金 の名称			区分	}			額の範囲
	トレーニ	専用使用	第一トレ	入場料を徴	県内の中学	二時間まで	二万二千円
斗学セン	ングルー		ーニング	収しない場	校及び高等	につき	以内
ター利用	ム		ルーム	合	学校の生徒		
斗					並びにこれ		
					らに相当す		
					る者として		
					知事が定め		
					る者が教職		
					員の指導の		
					下にする利		
					用(以下「生		
					徒引率利用		
					等 という。)		
					以外の利用		
						一叶胆ナベ	ナイ田い
					生徒引率利		
				- III (b) > (b) 1	l .	につき	内
					又して利用し、		, , , , ,
					目的とする催	につき	以内
				物に利用する			
					生徒引率利		八千五百円
			ーニング	収しない場	用等以外の	につき	以内
			ルーム	合	利用		
					生徒引率利	二時間まで	四千二百四
					用等	につき	十円以内
				入場料を徴収	又して利用し、	二時間まで	八万五千六
				又は営利を目	目的とする催	につき	十円以内
				物に利用する	場合		
		共同使用	第一トレ	一般	普通利用料	一人二時間	三百六十円
			ーニング	,,,,,	金	以内	以内
			ルーム			二時間を超	九十円以内
			第二トレ			え三十分を	
			ーニング			増すごとに	
			ルーム			9 6 6 7	
			, 2.		回数利用料	一人二時間	三千六百円
					金	以内の利用	以内
					<u>25.</u>	十一回分に	KP1
						十一回分に つき	
				다 ** + + T ~ * *	来され田州	1	
				中学校及び	普通利用料	一人二時間	二百円以内
				高等学校の	金	以内	
				生徒並びに		二時間を超	五十円以内
				これらに相		え三十分を	
				当する者と		増すごとに	
				して知事が	回数利用料	一人二時間	二千円以内
				定める者	金	以内の利用	
						十一回分に	
						つき	
	研修室	第一研修	. 対	県内の小学校	 との児童並び	-	六千二百四

	に中学校及び高等学校の		十円以内
	生徒並びにこれらに相当		
	する者として知事が定め	午後一時か	六千二百四
	る者が教職員の指導の下	ら午後五時	十円以内
	にする利用並びに県内の	まで	
	幼児が保護者又は責任者	午後五時か	七千四百八
	の引率の下にする利用(リ		十円以内
	下「引率利用等」という。		1115/11
	以外の利用		
	引率利用等	午前九時か	三千百十円
	31 半空内 寺	ら午後一時	以内
			以內
		まで	
			三千百十円
		ら午後五時	以内
		まで	
		午後五時か	三千七百四
		ら午後九時	十円以内
		まで	
第二研修室	引率利用等以外の利用	午前九時か	千六百円以
第四研修室		ら午後一時	内
		まで	
		午後一時か	千六百円以
		ら午後五時	内
		まで	
		午後五時か	千九百三十
		ら午後九時	円以内
		まで	
		午前九時か	八百円以内
	31 1 13/13 3	ら午後一時	
		まで	
		午後一時か	八百円以内
		ら午後五時	
		まで	
		午後五時か	九百六十円
		下後五時から午後九時	以内
		まで	N 1 1
第二年核党	 引率利用等以外の利用		千三百九十
第三研修室	71平小川寺以グトリノ小川		
			円以内
		まで	インナム
			千三百九十
		ら午後五時	円以内
		まで	
			千六百七十
		ら午後九時	円以内
		まで	
	引率利用等	午前九時か	六百九十円
		ら午後一時	以内
		まで	
		午後一時か	六百九十円
	•	•	

		I			ら午後五時	以内				
					まで					
					午後五時か	八百三十円				
					ら午後九時	以内				
					まで					
	多目的ア	専用使用	入場料を	引率利用等以外の利用	昼間二時間	四千円以内				
	リーナ		徴収しな		までにつき					
			い場合							
					夜間一時間	二千三百九				
					までにつき	十円以内				
				引率利用等	昼間二時間	千九百九十				
					までにつき	円以内				
					夜間一時間	千百九十円				
					までにつき	以内				
			入場料を	徴収して利用し、又は営利	昼間二時間	四万百十円				
			を目的と	する催物に利用する場合	までにつき	以内				
					夜間一時間	二万三千九				
					までにつき	百八十円以				
						内				
		共同使用	一般		一人一時間	百円以内				
					までにつき					
			小学校の	児童並びに中学校及び高等	一人一時間	五十円以内				
			学校の生	徒並びにこれらに相当する	までにつき					
			者として	知事が定める者並びに幼児						
			(以下「児童生徒等」という。)							
	(摘要)									
				みを利用する場合及び多目						
				用の場合に限る。)の利用						
				定管理者が定める額の二分	1	1				
	多目的ア	リーナ冷暖	是房設備			千五百十円				
				T	につき	以内				
	体力等測定	定		一般体力等測定	一人一回に	千三十円以				
					つき	内				
				専門体力等測定	一人一回に	八千六十円				
					つき	以内				
	専用使用		数収しな	引率利用等以外の利用	二時間まで	三千八百八				
場利用料		い場合			につき	十円以内				
				引率利用等	二時間まで	千七百円以				
					につき	内				
				川用し、又は営利を目的とす		七万七千七				
		る催物に見	利用する場	易合	につき	百三十円以				
						内				
	共同使用	一般			一人一時間	七十円以内				
					111					
					までにつき					
		児童生徒			一人一時間	四十円以内				
				1	一人一時間 までにつき					
		入場料を行		引率利用等以外の利用	一人一時間までにつき二時間まで	千百九十円				
第二陸上 競技場利 用料				引率利用等以外の利用 引率利用等	一人一時間 までにつき					

	7)	T. r.
				71	につき	内
			陸上競技場	引率利用等	二時間まで	七百十円以
			と併用する	以外の利用	につき	内
			とき。	引率利用等	二時間まで	三百円以内
					につき	
		入場料を徴収して		名利を目的とす		二万三千八
		る催物に利用する	場合		につき	百八十円以 内
	共同使用	一般			一人一時間	七十円以内
					までにつき	
		児童生徒等			一人一時間	四十円以内
					までにつき	
野球場利	入場料を行	徴収しない場合	引率利用等以	以外の利用	二時間まで	二千九百円
用料					につき	以内
			引率利用等		二時間まで	千二百七十
					につき	円以内
	入場料を行	徴収して利用し、こ		」とする催物に	+	五万八千二
	利用する			/ _ / _ / _ /	につき	百三十円以
	,,,,,,			内		
	スコアボ	ード			一試合につ	八百二十円
	, ,	·			き	以内
軟式野球	入場料を行		引率利用等以	 以外の利用	一面二時間	六百九十円
場利用料	7 100 11 21		31 1 13713 13 5	21,71 - 13/13	までにつき	以内
ソフトボ					一面二時間	二百九十円
ール場利			31 1 1 3713 13		までにつき	以内
用料	入場料を行			」とする催物に		一万四千三
, , ,	利用する		までにつき	十円以内		
		<u> </u>	引率利用等以	以外の利用	一面二時間	四百九十円
用料	7 (30) 11 21		31 1 1 1 1 1 1 1 2	2/21 42/13/13	までにつき	以内
113.11			引率利用等		一面二時間	二百十円以
			21 - / 13/13 43		までにつき	内
	入場料を行		 ▽/け党利を目的	1レオス健物に		一万五十円
	利用する		までにつき	以内		
サッカ	ł	<u> </u>	引率利用等以	リ外の利用	一面二時間	千四百十円
ッシス ー・ラグ	V 100011 CT	ランス しょく 勿口	121 1 1 4.010 4.8	ソント 4 5 生計 1 1 1	までにつき	以内
ビー場利			引率利用等		一面二時間	六百十円以
用料			21 + 441111 4		までにつき	内
) 13 4-1	1世乳を2			二万八千四		
	利用する		までにつき	百八十円以		
	Willia 2 23				x (10) 0	内
体育館利	第一競技		入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	三千五百五
用料	为 观儿又		収しない場	以外の利用	生間一時間までにつき	十円以内
) II 1/1			合	× / Г ∨ / ТЧ / П	A (10) C	1115013
					夜間一時間	二千百二十
					校同一时间 までにつき	円以内
					昼間二時間	千五百五十
				1711年711日守	生间一時间 までにつき	円以内
	I				夜間一時間	九百二十円

	ĺ				までにつき	以内
			入場料を徴収		1	七万千二百
			又は営利を目		までにつき	三十円以内
			物に利用する		夜間一時間	四万二千七
				1300-13713 / 3000-1		百三十円以
					までにつき	内
	第二競技	場	入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	千百円以内
			収しない場	以外の利用	までにつき	
			合		夜間一時間	六百五十円
					までにつき	以内
				引率利用等	昼間二時間	四百七十円
					までにつき	以内
					夜間一時間	二百七十円
					までにつき	以内
			入場料を徴収	又して利用し、	昼間二時間	二万二千円
			又は営利を目	目的とする催	までにつき	以内
			物に利用する	·場合	夜間一時間	一万三千二
					までにつき	百円以内
	会議室		入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	六百三十円
			収しない場	以外の利用	までにつき	以内
			合		夜間一時間	三百七十円
					までにつき	以内
				引率利用等	昼間二時間	二百六十円
					までにつき	以内
					夜間一時間	百五十円以
					までにつき	内
				又して利用し、		一万二千七
			又は営利を目		までにつき	百七十円以
			物に利用する	場合	Line - Line	内
					夜間一時間	七千五百三
	ا ما مادهاد شاخط	[までにつき	十円以内
	第一競技	場及び第二競技	場暖房設備		二時間まで	五千六百二
コ	古田法田	\C\th\ 64.48	入場料を徴	可來到田林	につき	十円以内
弓道場利 用料	専用使用	<u> </u>	収しない場		二時間まで につき	千百六十円 以内
<i>/</i> 11/11/11			合	引率利用等	二時間まで	四百九十円
				51 学利用等	一時間よりにつき	以内
			入場別を独立	<u>」</u> スして利用し、	 	二万三千二
				して利用し、 目的とする催		百五十円以
			物に利用する			内
			入場料を徴	引率利用等	二時間まで	六百九十円
			収しない場		につき	以内
			合	引率利用等	二時間まで	二百九十円
					につき	以内
			入場料を徴収		†	一万四千三
				目的とする催	1 1	十円以内
			物に利用する	場合		
	共同使用	一般			一人一時間	七十円以内

					までにつき	
		児童生徒等			一人一時間	四十円以内
					までにつき	
武道館利	第一道場		入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	三千二百三
用料			収しない場合	以外の利用	までにつき	十円以内
					夜間一時間 までにつき	千九百四十 円以内
				 引率利用等	昼間二時間	千四百十円
				31 1 43/13 4	までにつき	以内
					夜間一時間	八百四十円
					までにつき	以内
			入場料を徴収	」 ひて利用し、	•	六万四千九
			又は営利を目		までにつき	百五十円以
			物に利用する			内
			, , , , ,	<i>~</i> • –	夜間一時間	三万八千九
					までにつき	百六十円以
						内
	第二道場		入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	千六百円以
			収しない場 合	以外の利用	までにつき	内
					夜間一時間	九百五十円
					までにつき	以内
				引率利用等	昼間二時間	六百九十円
					までにつき	以内
					夜間一時間	四百十円以
					までにつき	内
			入場料を徴収	して利用し、	昼間二時間	三万二千二
			又は営利を目 物に利用する		までにつき	百六十円以 内
					夜間一時間	一万九千二
					までにつき	百七十円以 内
	第一会議	室	入場料を徴	引率利用等	昼間二時間	五百三十円
	第二会議員	室	収しない場 合	以外の利用	までにつき	以内
					夜間一時間	三百十円以
					までにつき	内
				引率利用等	昼間二時間	二百二十円
					までにつき	以内
					夜間一時間	百三十円以
					までにつき	内
				して利用し、		一万八百八
			又は営利を目		までにつき	十円以内
			物に利用する	場合	夜間一時間	六千四百八
					までにつき	十円以内
	冷暖房設值	带	第一道場		一時間まで	二千三百四
					につき	十円以内
			第二道場		一時間まで	七百十円以

			につき	内
宿泊研修 所利用料	宿泊施設	一般	一人一泊に	千百五十円
			つき	以内
		小学校の児童並びに中学	一人一泊に	四百七十円
		校及び高等学校の生徒並	つき	以内
		びにこれらに相当する者		
		として知事が定める者		
	研修室	大ホール	午前九時か	二千五百六
			ら午後一時	十円以内
			まで	
			午後一時か	二千五百六
			ら午後五時	十円以内
			まで	
			午前九時か	三千八百六
			ら午後五時	十円以内
			まで	
			午後五時か	三千八百六
			ら午後九時	十円以内
			まで	1135113
			午前九時か	七千七百三
			ら午後九時	十円以内
			まで	1139/13
		第一研修室	午前九時か	千円以内
		第二研修室	ら午後一時	1 115/11
		第三研修室	まで	
		第四研修室	午後一時か	- 千円以内
		77日前10至	ら午後五時	1112011
			まで	
			午前九時か	千五百四十
			ち午後五時	円以内
			ち干後五時まで	户以内
				1. T.
			午後五時からた祭れ時	千五百四十
			ら午後九時	円以内
			まで	
			午前九時か	三千九十円
			ら午後九時	以内
			まで	
		和室各室	午前九時か	千二百七十
			ら午後一時	円以内
			まで	
			午後一時か	千二百七十
			ら午後五時	円以内
			まで	
			午前九時か	千九百二十
			ら午後五時	円以内
			まで	
			午後五時か	千九百二十
			ら午後九時	円以内
			まで	

	(松田)		午前九時か ら午後九時 まで	三千八百五 十円以内			
	(摘要) 宿泊施設利用団体が研修的 っては午前九時から午後五時 が定める額の二分の一の額別 の利用に係る額の範囲内によ する。	以内とし、夜間にあっては	囲内において 午後五時から	指定管理者 午後九時まで			
売店利用 料	運動施設内に設置された売店 施設により物品の販売をする 場合		一箇所一月につき	九千七百二 十円以内 七千七百七			
			一箇所一月 につき 一箇所一日	十円以内 千百五十円			
	場合 運動施設内において販売員に、	につき	以内 千百五十円				
	する場合		つき	以内			
園地等利用料	運動施設外において仮設の売り 場合	吉により物品の販売をする	一平方メー トルー日に つき	百二十円以 内			
	運動施設外において業としての		一人一日に つき	八百六十一 円以内			
	運動施設外において業としての	つき	一万七千六 百円以内				
	運動施設外において競技会、原 る催しを行う場合	一平方メー トルー日に つき	十五円以内				
	(摘要) 一平方メートル未満の端数は、一平方メートルとみなす。						
器具利用 料		椅子又は机	一脚一日に つき	三十円以内			
	センター外で利用する場合	スポーツ用具 (椅子及び机 を含む。)	一点又は一 式一日につ き	三十円以上 三千二百円 以内			

備考

- 一 昼間とは午前九時から午後五時までとし、夜間とは午後五時から午後九時までとする。
- 二 入場料を徴収する場合で報酬を得ることを目的としないスポーツに利用するときの利用料金 (スポーツ科学センター利用料を除く。)の額の範囲は、入場料を徴収して利用し、又は営利 を目的とする催物に利用する場合の額の範囲内において指定管理者が定める額の十分の一の額 以内とする。
 - 一部改正〔平成二五年条例六四号・二九年一四号・三○年二五号・六一号〕